

## 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業)に係る

### Q & A

- Q 1 県内市町のホームページにおいて、当該補助金を周知するため、一般財団法人全国浄化槽団体連合会（以下「全浄連」という。）のホームページの「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業）」のコンテンツにリンクを張ってよいでしょうか？

A 結構です。大いに活用してください。

- Q 2 説明会の中で、農業集落排水事業や漁業集落排水事業による浄化槽は、当該補助事業の対象外だと聞きましたが、この2事業以外でも、設置の際、国から補助金が出ている可能性があります。  
例えば、市の大きな公園整備事業で、設置にあたり国土交通省から補助金が出たものについて改修する場合、当該補助事業の対象となるのでしょうか？

A 農業集落排水事業や漁業集落排水事業による浄化槽は対象外ですが、その他の事業による浄化槽については、設置の際など過去に補助金が出ていた場合でも本事業の交付対象となります。ただし、現在も維持管理などに対し補助金が出ているような場合は、交付対象とはなりません。

- Q 3 全浄連ニュース(Vol.154)の7ページでは、「工場、事業所等は対象外」と記載されています。一方、平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業）仕様書（※）の2ページでは、「運用として住居及び不特定多数の利用が見込まれる施設などを想定」と記載されています。さらに、同仕様書同ページの補助事業者の資格要件の項目では「民間企業、個人事業主」と記載されています。これらを前提として、ショッピングセンター、工場、パチンコ店、映画館、企業が経営するアパート、個人が経営するアパート、地方公共団体の庁舎は対象となりますか？

※当該仕様書は、Q1のコンテンツの中の〈公募について〉中、「仕様書」として掲載されている。

A 環境省との調整を経て、現在は「農業集落排水事業や漁業集落排水事業を除く、101人槽以上の既設大型合併処理浄化槽（この場合の浄化槽は、浄化槽法第2

条第1号に定義されるもの)」であれば認めていこうという考えに至っています。よって、お尋ねの施設の大型浄化槽に係る事業はいずれも補助対象になります。なお、工場については、同条同号に「工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。」と規定されていますので、工場廃水が流入していない工場の大型浄化槽に係る省エネ化事業は、補助対象となります。

Q 4 浄化槽の放流先が工場廃水の排水処理施設や他の排水処理施設に接続されている場合も対象になりますか？

A 浄化槽法第2条第1号の規定において、浄化槽は「終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設」と定義されていますので、お問い合わせの事例は対象になります。

Q 5 コミュニティプラントは補助対象になりますか？

A 集合住宅・団地の場合は対象になります。

Q 6 補助基本額及び補助金の上限額はいくらになりますか？

A 現在は特に制限を定めておりません。  
ただし、事業によるCO<sub>2</sub>削減量に対して、あまりにも総事業費が膨大となる場合は、計画の見直しをお願いすることも想定されます。

Q 7 制御盤の交換も補助対象になりますか？

A 補助対象になります。

Q 8 対象地域として、下水道の予定処理区域以外の地域となっていますが、下水道計画地域でも、いつ整備されるかわからない所は対象となる旨の説明を受けましたが、その年数は概ね何年を基準にしているのですか？

A ケースバイケースとなります。申請希望者からのそのようなお問い合わせにつきましては、全浄連が直接、対応いたします。

Q 9 仕様書の10ページに、「設備の保守計画」という項目がありますが、具体的な業者

名を記入する必要がある場合は、官庁の場合、入札により、年度ごとに点検業者が変更となるケースがあるため、業務上繁雑となります。特定の業者名を書く必要がありますか？

**A** 記入例のように「契約維持管理業者にて保守管理」と書いていただいで、問題はございません。

**Q** 10 事業実施計画書の、CO<sub>2</sub>削減コスト・算定根拠についてですが、ランニングコストの算出でランニングコスト（見込み）とありますが、施設全体の維持管理費（点検、清掃含む。）と受け取ってよいのでしょうか？

**A** おっしゃるとおり浄化槽施設全体の運用にかかる年間経費とお考えいただければと思います。

**Q** 11 経費区分の共済費とはどのような内容でしょうか？

**A** 共済費は、平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）（※）の別表第3にあるとおり、社会保険料です。近年は、社会保険料を一切かけずに安いコストで労働力を確保する企業の存在などが問題視されることもあり、環境省からの要請で、この「共済費」を明記することになりました。基本的に諸経費等は付帯工事費に含めてしまってくださいとお願いしておりますが、この部分だけ抜き出して、記入をお願いできればと思います。

※上記交付規程は、Q1のコンテンツの中の〈公募について〉中、4番目に掲載されています。

**Q** 12 交付決定後、入札等により工事費が減額変更になった場合の手続きはどうなりますか。変更交付申請後、変更交付決定の上、補助金を交付する方法や当初交付決定額はそのままにして、実績報告及び額の確定を待って確定額で補助金を交付する方法があると思いますが、どのような事務手続きになるのでしょうか？

**A** 交付決定後に補助金額の変更を伴う事業計画の変更を行う場合には、交付規程第6条又は第8条による変更届を提出してください。

**Q** 13 交付決定後に計画が中止になった場合など、どのように対処するのでしょうか？  
交付申請の取下げとかできるのでしょうか？

A 交付規程第9条により、交付決定通知を受けてから15日以内に書面をもって全浄連に取下げを申し出ていただきます(様式は特に定めておりません。)。また、事業を開始した後中止・廃止する時は、交付規程第8条第4号の規定に基づき、様式第6の中止(廃止)承認申請書を提出していただきます。

Q 14 申請額が29年度の予算10億円を超過した場合、どのような対応が考えられますか。例えば、事業の年度調整により翌年度事業にまわしてもらう、又は補正予算を組むなどの対応はあり得ますか？

A 執行団体である全浄連は、国の補正予算について考える立場にはありませんが、可能であれば、受け付けられるものは受け付け、翌年度の事業執行に回してもらおうと考えております。いずれにせよ、実績が10億円に近づいた場合は、環境省と協議の上、対応を決定することになるかと思われます。

Q 15 3月末日までに事業が終了しない場合、事業の繰越しは認められますか？

A 事業の繰越しは予定されていませんので、年度内に当該補助事業を完了していただく必要があります。  
また、事業全体の完了実績報告書を3月10日までに全浄連から環境省へ提出する関係上、補助事業者は遅くとも2月半ばまでに、工事を完了の上、実績報告書を提出してください。

Q 16 補助事業者(申請者)の責務として「完了後、概ね3年間のCO<sub>2</sub>削減効果の報告」とありますが、すべての補助事業者に対し、1年ごとに3年間、書面で報告を求めるとはでしょうか？

A 環境省事業であるため、この手続きは必須となります。  
なお、書面の様式については、補助金の交付を決定した事業者に対し、お知らせします。また、全浄連のホームページからもダウンロードできます。

Q 17 完了後概ね3年間のCO<sub>2</sub>削減効果の報告とは、具体的にどのようなものですか。

A 交付規程第16条の規定に基づき、事業報告書類を提出していただきます。内訳は①事業報告書(様式第16)②二酸化炭素排出削減量計算書③浄化槽法第11条の検査報告書の3種の書類で、サイト上(〈事業完了後の3年間報告義務について〉の部分)に様

式をアップロードしています。②については、申請時に提出していただく「CO<sub>2</sub>削減効果計算書」とほぼ同様のものとなります。

Q 18 完了後概ね15年、補助事業財産の処分制限義務があると書いてありますが、例えば、学校の浄化槽の機器を改修後、その後の状況変化により、10年経過時点で学校を廃止し、建物を別の用途に使用することは、認められますか？

A 学校を続けてください、とは言えないので、浄化槽管理者が変更になる場合は、当該事業者間での情報共有をお願いします。

Q 19 事業計画者が、直接、全浄連へ質問することに問題はありませんか？

A Q1のコンテンツ中のパンフレットや仕様書には、全浄連への問い合わせ先を記載しております。平日09:00-18:00でしたら基本的に対応はできると思いますので、ご質問などお待ちしております。